

出席停止期間一覧表

	対象疾病	出席停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属SARS コロナウイルス)、 中東呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属MERSコ ロナウイルス)、 特定鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)	治癒するまで	
	その他新型インフルエンザなど感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 十年法律第百十四号)第六条第七項から第九項ま でに規定する指定感染症及び新感染症		
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除 く)[1~2]	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日を経過するまで	病状により 学校医その 他の医師に おいて感染 のおそれが ないと認め たときは、 この限りで ない
	百日咳[6~15]	特有の咳が消失するまで又は5日の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するま で	
	麻疹(はしか)[10~12]	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)[14~24]	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現 した後5日間を経過し、かつ、全身状態が 良好になるまで	
	風疹[14~21]	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)[11~20]	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)[5~6]	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第三種	髄膜炎 菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで	
	結核		
	コレラ[1~2]		
	細菌性赤痢[1~5]		
	腸管出血性大腸菌感染症[4~9]		
	腸チフス・パラチフス[1~3週間]		
	流行性角結膜炎[7~14]		
	急性出血性結膜炎[1~2]		
	その他の感染症の例 溶連菌感染症[2~4] ウイルス性肝炎[4~7週] マイコプラズマ肺炎[2~3週] 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)[1~3]など		
	第一種若しくは第二種の感染病患者のある家に 居住する者又はこれらの感染病にかかっている 疑いがある者		
第一種又は第二種の感染症が発生した地域から 通学する者			
第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した 者			

※ []内は、通常の潜伏期間を示す。